

特別定額給付金（10万円給付金）について

特別定額給付金（10万円給付金）の申請書は、5月中旬に各世帯の世帯主に宛てて発送しています。申請期限までに申請手続きを行ってください。なお、申請手続きに関する問い合わせ先は下記のとおりとなります。

申請期限

8月17日（月）
（当日消印有効）

問合せ先

特別定額給付金臨時窓口
（西田布施公民館内）
☎ 25-1033

■特別定額給付金に関する詐欺にご注意ください！

- ・暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーなどは他人に教えない、渡さないようにしましょう。
- ・町や総務省が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いする、受給にあたり手数料の振り込みを求める、メールでURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。



◇相談先

- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎ 0120-213-188
- ・消費者ホットライン ☎ 188（局番なしの3桁）
- ・柳井警察署 ☎ 23-0110
- ・警察相談専用電話 ☎ #9110



マイナンバー

通知カードの取り扱いが変更になりました

法律の改正により、5月25日に通知カードが廃止となりました。今後は住所や氏名に変更があった場合でも通知カードに新しい住所や氏名を記載すること、また紛失した場合などの再発行の申請はできません。



次については取り扱いが変わりません。これまでと同様に、マイナンバーを確認するための書類として使用することができます。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー入りの住民票
- ・氏名、住所などの記載事項に変更がない、または正しく変更手続きがとられている通知カード

出生などにより初めてマイナンバーが付番される人には、通知カードに代わって『個人番号通知書』が交付されます。

※『個人番号通知書』は通知カードと異なり、マイナンバーを証明する証明書として使用することができません。ご注意ください。

◇問合せ先 町民福祉課住民係
☎ 52-5811